



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2017年3月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

確定拠出年金の加入範囲が拡大されました

平成 29 年 1 月より確定拠出年金の加入範囲が拡がり、これまでは加入できなかった企業年金に加入している人や専業主婦も加入できるようになりました。これにより、60 歳未満のほぼすべての方が確定拠出年金に加入できるようになりました。

確定拠出年金とは、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つで、拠出した掛金を運営管理機関等を通じて加入者自らが運用を行う点に特徴があり、これまでは主に自営業者向けの制度として運営されていました。

加入範囲は拡大されましたが、拠出限度額はご本人の状況によって異なるので注意が必要です。今回新たに加入が認められる企業年金に加入している方は年額で24万円、専業主婦の方は年額で27.6万円が拠出限度となっています。

確定拠出年金は掛金を将来年金として受け取れるだけでなく、一定の要件を満たすことにより年金の全部または一部を一時金として受け取ることもできます。

さらに確定拠出年金は税金の面でもメリットがあり、掛金が全額所得控除されたり、運用益が非課税になる等、様々な税制優遇措置もあります。

確定拠出年金についてもっと詳しく知りたい方は厚生労働省や国民年金基金連合会のホームページをご確認ください。

確定拠出年金は昨年9月に「iDeCo」という愛称が決定するなど、関心が高まっている制度です。加入範囲が拡大された機会に確定拠出年金の加入を検討されてみてはいかがでしょうか？



(新井 記)